

## あなたの意図は相手に伝わっていますか？



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授  
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク  
事務局長)

Harunori  
Shishido

1 コロナ禍の中、東京オリンピック2020が開会しました。コロナの感染拡大が懸念される中での開催なので、何とか感染拡大が起こらないことを祈るばかりです。本来なら競技だけでなく選手同士、選手と観客、地元の住民などとの交流が素晴らしい体験となるはずが、感染防止のためほとんど実現出来そうもないのが残念です。競技をTVなどで観戦するのがオリンピックを有意義にする残された手段です。

お互いに相手をよく知らないときに意思の疎通を図ることは簡単ではありません。特に外国人との意思疎通は日本人の間でのそれより難しくなります。外国人の歩き遍路をサポートするときにもその点は気を遣わなくてはなりません。サポートを依頼してくる外国人には可能な限り徳島ではなく、前日に高松まで来てもらい、お目に掛かるようにしています。高松でお目に掛かり、遍路の準備を手伝いながら色々話をし、お遍路の目的やこれまでの日本訪問の経験のあるなし、そして性格などを理解するようにしています。そうすることによって、翌日からの遍路に対してより適切なアドバイスができると思います。

2 最近、横断歩道で歩行者が道を横断しようとしていると停車する車が増えてきています。以前は、歩行者が立ち止まり、車は停車をせずに通り過ぎ、そのあと歩行者が横断するのが見受けられていました。少し状況が良くなっているようです。

ところが横断歩道に立っている人の「意図」が読み取れないことがあるのです。横断歩道の端に立っていて明らかに横断歩道を渡りたいのだらうと思われるのに車の動きを見ていないでそっぽを向いている人がいます。多分、近づいてくる車が横断歩道を通り過ぎるのを待って、あとからゆっくり渡ろうとされているのだと想像します。この点を考えてみます。

3 道路交通法第三十八条には「車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合に

は、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。」と記載されています。歩行者を保護することが求められます。

運転手の立場からは横断歩道の端にいて道を横断するだろうと予想されるような人を保護するため停車しなければなりません。ところが、車に注意を払わず横断の「意図」を明確に示されないと、運転手にさっさと横断歩道を通過しようという行動を取らせてしまいます。もちろんそれもだめなのですが、起こりがちです。運転手が停止するという「意図」を示すのと同じように、歩行者も横断するという「意図」を示して横断する方が、交通が円滑に流れると思われます。

4 似たような現象は車の方向指示器による合図においても起こっています。道路交通法施行令第二十一条に合図について記載されていて、要約すると方向指示器による合図は「交差点の30m手前」「進路変更する3秒前」ですることになっています。少なからぬ車がこれより遅れて合図し、甚だしい場合は合図そのものをしない車までいます。

方向指示器による合図は事前に周囲に知らせることにより、周囲のドライバーはそれを予測に組み込み、状況に応じた運転をすることを可能にし、交通安全そして自分自身の安全が保たれるのです。交渉などでは自分の手の内を明かさないと有利に導くという考えもあり得ますが、車の合図はそうではありません。歩行者も車も互いに「意図」を明確に伝えあって円滑な交通が実現できるようになってほしいと思います。

## 先進組合事例紹介

全国中小企業団体中央会では、中小企業・小規模事業者や組合等連携組織が、新たな事業活動への挑戦や組織体制の見直し等を行う際の参考となるよう、知識や経験、ノウハウの移転・活用につなげることを目的に掲げ、都道府県中小企業団体中央会と連携し、課題解決等に先進的に取り組む組合活動事例について調査・分析、収集・普及を行っています。

令和2年度は、「事業継続力」、「IT、デジタル変革」及び「特徴ある活動」の3テーマを取り上げ、「先進組合事例抄録」としてとりまとめています。

テーマ 事業継続力

## 香川県うちわ協同組合連合会

## 丸亀うちわの継承・発展のためにニュー・マイスター制度を制定



▲ニュー・マイスター認定式



▲丸亀うちわ技術・技法講座ではニュー・マイスターが講師を務める

住所：〒763-0042  
香川県丸亀市港町307番地15  
電話番号：0877-24-7055  
URL <https://marugameuchiwa.jp/>  
設立：昭和41年12月  
出資金：750千円  
主な業種：団扇の製造又は販売を行う事業者  
組合員数：3会員(所属員25人)

## 背景・目的

香川県うちわ協同組合連合会では、国の伝統的工芸品に指定されている「丸亀うちわ」の基本的な技術・技法を2週間程度で習得する「丸亀うちわ技術・技法講座」を平成10(1998)年度より実施しており、令和2(2020)年10月末までに244名の修了生を輩出している。同講座修了後には、「職業」としてうちわ作りに関わりを持ちたい人もおり、活躍の場を多く与えることが課題であると感じていた。そこで、「丸亀うちわニュー・マイスター制度」を平成25(2013)年度より制定することとなった。

## 取組みの手法と内容

「丸亀うちわニュー・マイスター」は、骨加工や貼加工などの各工程を完全分業制で行っている従来の(組合員企業内の)職人を対象とするものではなく、同講座により丸亀市の特産品である丸亀(竹)うちわの全製作工程の技術・技法を身に付け、その修了後3年以上の実務経験がある者が対象となる。同連合会事務局が同講座修了生より適格候補者の選定を行い、「丸亀うちわニュー・マイスター登録審査会」の意見聴取を経た後に同連合会会長が認定している。

令和2(2020)年10月末現在、30名のニュー・マイスターがあり、伝統工芸士とともに、丸亀うちわの伝統と技術の継承・発展を支えている。最近では、瀬戸内国際芸術祭会場での土産販売や近隣の学校への出前講座など、イベント時に活躍の機会が見いだされているが、この推進には丸亀市役所の助力がある。

## 成果とその要因

認定されたニュー・マイスターは、同連合会のHPに氏名、顔写真入りで掲載されている。組合員企業での安価な商品としてのうちわ生産は大量生産方式であるが、もともとうちわには「工芸品」としての側面があり、このことを同制度の制定をきっかけとして多くの組合員が再認識している。丸亀市役所としても、同制度が整備されたことで、一定の技術水準にあるうちわ職人を確保しやすくなり、イベント等への派遣要請が容易になった。

うちわにはなによりも実用性が重視されるが、我が国の伝統的工芸品として、またはクールジャパンの一環として諸外国にPRしていくべきであり、その際には、ニュー・マイスターの派遣が期待される。

**POINT** ニュー・マイスター制度が整備されたことで、一定の技術水準が担保され、香川県うちわ協同組合連合会や丸亀市役所はイベント等への派遣要請が容易になった。

今回、ご協力いただいた香川県の事例を2件紹介します。また、収集した事例は、過去のものを含め、全国中小企業団体中央会のホームページ上で「組合事例検索システム」として公開しています。

<http://jirei.chuokai.or.jp/newjirei/SearchPage.aspx>

組合事例検索

検索

テーマ 特徴ある活動

## 小豆島手延素麺協同組合

### 地元原料等を使用した手延べ素麺の新商品を開発し、販路を拡大



◀今回、開発された3種類の新商品

住所：〒761-4301

香川県小豆郡小豆島町池田1031番地

電話番号：0879-75-0039

URL：<http://www.shimanohikari.or.jp/>

設立：昭和26年10月

出資金：24,526千円

主な業種：手延素麺製造業

組合員数：84人

#### 背景・目的

零細業者が個々で販売することによる不利益を解消するため、昭和26(1951)年に組合ブランドの素麺「島の光」を商標登録し、このブランド名にて組合を窓口として一括販売している。長い間、新商品を出していなかったが、他の産地との差別化を図るため、地元の原料を使ったものや健康訴求のできるものが必要であると考え、新製品の開発に取り組んだ。

#### 取組みの手法と内容

平成28(2016)年より、生産者が集まったの試食会や製粉会社の研究スタッフに来てもらう勉強会を開催しており、試行錯誤の末、平成30(2018)年によく「島の風」、「島のへんろ道」、「島の雪」の3商品を製品化することができた。

①「島の風」：香川県産の小麦「さめきの夢2009」と北海道産小麦をブレンド。さめきの夢はもともと、うどん向けに作られた小麦だが、中心部だけを使い“黄金比率”でブレンドすることで、もちもちとした食感の素麺になっている。

②「島のへんろ道」：香川県善通寺の名産「ダイシモチ麦」を使用。健康志向からもち麦が注目されているが、ダイシモチ麦は精白米の約30倍の食物繊維を含むと言われる。

③「島の雪」：北海道産小麦を100%使用。粘りと弾力ある食感が特徴で、小麦の豊かな風味が感じられる。

各250gで、「島の風」、「島のへんろ道」は税別450円、「島の雪」は税別400円である。生産を引き受ける組合員探しは難航したが、チャレンジ精神のある比較的若い経営者に生産を依頼した。主力商品である「島の光」に対して約2倍の価格であるため、販路開拓が難しかったが、関東方面の高級品を扱うスーパーや生協に売り込みをかけた。

#### 成果とその要因

平成30(2018)年に開店した、東京都内にある素麺専門店「そそそ」では、本組合の「島の光」を基本としているが、最近、これに「島の雪」も加わった。また、今シーズン、新たに2生協も取り扱うことを予定しており、販路は徐々に拡大していくことが期待できる。「営業は組合、生産は組合員」という機能分化が徹底しているのが本組合の特徴であり、コロナ禍の状況下、組合主体で新商品のネット通販にも注力していきたい。

**POINT** 「営業は組合、生産は組合員」という機能分化が徹底しており、組合が主体的に販路開拓を行っている。

会員ニュース

特別仕様の日除けテントを高松市に寄贈

香川県テントシート工業組合

7月13日、香川県テントシート工業組合（大西勝也理事長）は、大西理事長と福岡副理事長の2名で大西秀人高松市長を訪問し、高松市内のこども園に対して熱中症対策用としての日除けテントを寄贈しました。

今回寄贈された特別仕様のテントについては、防災・遮光・UVカット処理が施されており、こども園での熱中症対策等で使用される予定です。また、アルミフレームを使用しているため軽量であり、女性でもワンタッチで簡単に設営が行えるなど、機能面でも大変利便性の高いテントになっています。

大西理事長は、「我々テント事業者がどのような仕事をしているか、子ども達に知ってもらおう大変良い機会になった。新型コロナウイルス感染症が流行するなかで、保育士の方々も多大な苦勞をされている。今回寄贈したテントは遮光・遮熱・耐紫外線・防炎性を有した柔らかでしなやかな多機能素材を使用し、組合員が製作した。有効活用してもらい、猛暑の夏を乗り切ってもらいたい。今後もテント業界一丸となって、社会貢献に繋がる事業を積極的に行っていきたい」と仰っていました。



▲大西市長と寄贈を行った組合役員ら



▲寄贈を行う大西理事長(右)



◀寄贈されたテントと寄贈式の様子

働くみんなに、  
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中CHU退TAI共KYO  
小企業 職金 済制度

安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

プラスチックごみの削減に取り組む **かがわプラスチック・スマートショップ 募集中**

～ プラスチック包装の簡素化や量り売りなどを行う小売店や飲食店などを「かがわプラスチック・スマートショップ」として認定します～

◆申請期限 令和3年9月10日(金)

※認定・登録は、10月1日(金)の予定です。

◆申請方法 次のいずれかの方法で申請してください。

○ホームページから申請書をダウンロード  
必要事項を記入して、  
メールまたは郵送、持参してください。



○香川県電子申請・届出システム  
オンラインでいつでも申請できます。



ごみ減量化・リサイクル 推進キャラクター  
クリーンくん、クリーンちゃん

◆認定の要件 (レジ袋の削減を除く)

次の取組項目を1つ以上実践している小売店や飲食店など

- 1 プラスチック製品の使用削減
- 2 環境にやさしい素材への転換
- 3 代替製品の製造・開発・販売
- 4 プラスチックのリサイクル
- 5 その他、独自の取り組み

申請・お問い合わせ

香川県環境森林部 廃棄物対策課  
電話：087-832-3223  
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
E-mail: haitai@pref.kagawa.lg.jp

かがわプラスチック・スマートショップ 検索



国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、  
不安がある

自分で積み増すには、  
どんなものがあるの？

## 制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171  
【受付時間】 平日 9:00～17:00

経営者のための  
退職金制度です!

## チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお応えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です  
小規模企業共済



Be a Great Small.  
中小機構

小規模共済

検索

2021.6

# BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	老いの福袋 あっばれころばぬ先の知恵88	樋口恵子	中央公論新社/1,540円
2	52ヘルツのクジラたち	町田そのこ	中央公論新社/1,760円
3	老いる意味 うつ、勇気、夢	森村誠一	中央公論新社/924円
4	1%の努力	ひろゆき	ダイヤモンド新社/1,650円
5	invert 城塚翡翠倒叙集	相沢沙呼	講談社/1,925円

香川県書店商業組合調べ

# これまで好調であった業種でも原材料高・部品の 調達不安等により先行きが不安視されている

2021年6月

Industry Information

製造業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍において依然として麵、小麦粉ともに販売量が減少している。(製粉製麵)</li> <li>●出荷量ベースでは、組合全体として前年同月対比107.9% (5月分)、出荷量比較としては前年累計対比109.2%である。(調理食品)</li> <li>●日本冷凍食品協会による4月の冷凍食品生産数量は昨対99.5%であり、累計(1~4月)では100.8%となった。昨年と同様の数字で推移しており、まだまだコロナの影響は大きい。また、直近では調味料や添加物などの原材料の値上げが続いており、数量減に加えて価格面でも厳しい状況になってきている。(冷凍食品)</li> <li>●お中元のシーズンに入り、組合員の売上業況は前年同月比で概ね100%で推移している。一方で、新型コロナウイルスの影響により売上が減少している組合員もいる。夏場のめんつゆ類の売上伸張を期待したい。(醤油)</li> </ul>
	繊維工業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●UV手袋の販売はコロナ感染症の影響による外出自粛で大変厳しい状況が続いており、追加注文がほぼ無い状態である。また、秋冬用の手袋も流通在庫が非常に多く、発注元の様子見もあり新作の商談は厳しい状態が続いている。組合員企業の中には毎週金曜日を休日に充てている企業や縫製技術者の出勤調整をしている企業もある。ゴルフ手袋やアウトドア手袋の受注は、ほぼ回復しているが、海外での縫製賃金の値上げ等コストが上がってきているものの、国内での販売価格は上げられそうな状況にない。(手袋)</li> <li>●昨年はマスク、防護服等で忙しんでいたが、今年はワイシャツ関連の企業は雇用調整助成金でまかなっている状況である。(縫製)</li> </ul>
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●米国の住宅需要急増により米木材が日本に入荷しづらく価格も高騰している、いわゆるウッドショックの影響が出始めており、今年の商品は値上げが必要。また、材料の確保、コストコントロールが課題となっている。(家具)</li> <li>●急激な木材価格の上昇が2~3か月続いており、外材・国産材共に品不足状態であることが住宅資材の不足に繋がり、住宅着工数の減少・設備操業度の低下等、不安定な市況になっている。(製材)</li> <li>●住宅メーカーは、資材価格の高騰についての対処として住宅価格を上げ、ウッドショックを吸収しているようだ。輸入木材の高騰により、国産材への代替需要が伸びているが、いつまで続くか確認がもてないため、楽観視はできない。国産材、輸入材共に不足し、価格は日々変動するため、直近の見積もりも難しい状況で操業度が低下している。(木材)</li> </ul>
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6月頃から少しずつだが好転の兆しが見えてきたように思われるが、まだまだ安定期に達していない。(印刷)</li> </ul>
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍の影響で業界への需要が低迷している中でも顧客ニーズを把握し、対応ができている事業所は売上・収益ともに改善が見受けられる。(石材加工)</li> <li>●従来ならお盆、お彼岸の仕事が入っている時期だが、受注があまり無いとの声が聞こえてきている。(石材)</li> </ul>
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未だコロナ禍前の状況には戻っていない。6月末付で1社組合員が廃業した。(鋳物)</li> <li>●組合員の中には主発注企業体職域接種によるコロナ対策を講じていることからアフターコロナへ大きな転換点を迎えたと感じられる。製造業においては回復基調にあり、当業界も恩恵に与りたく、日々努力を重ねるのみである。(鍍金)</li> <li>●先月に引き続き、設計見積もり・ゼネコン見積もりとも少ない状況が続いている。なお、鋼材及び副資材の高騰により見積価格の非常に難しい判断が必要となっている。また、昨今は建て方案件の重複、図面承認遅れによる工程遅れも発生しており、秋以降の状況は不透明である。(建設用金属)</li> </ul>
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先月と変わらず業況に変化はない。人員も横ばい状態である。(造船)</li> </ul>
非製造業	その他 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昨年より状況は悪化している。今後、資金繰りが大変な問題となってくる。(団扇)</li> <li>●昨年より売上は少し回復してきたが、まだコロナ禍前よりは40~50%の減少。無利子融資の返済も始まり、資金繰りは悪化。(漆器)</li> <li>●6月の業況は昨年と比べて5%ダウンした。梅雨入りが早く、小売の売上が落ちていたが月末になると消費が上がってきた。このまま早く梅雨明けが来れば売上が回復すると思う。防衛省からの布団注文が今回5千枚以上ある予定であり、救いになっている。(綿寝具)</li> </ul>
	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県からの時短要請が無くなって、業務用が少しずつ動きを見せてきた。今年は果物の旬の時期が短く、量も少ないため高値が続いている。野菜は夏野菜が順調に出荷されている。(青果物)</li> <li>●県外安売業者が高松市内に新規オープンするなど組合員の経営状況は苦しい状況が続いている。また、地下タンクの40年・50年問題と不採算の影響から廃業するスタンドが出てきている。政府によるカーボンゼロを目指す方針発表もあり、今後の見通しについて不安をもっている組合員が多い。(石油)</li> <li>●半導体不足の影響でエアコンの入荷が悪い。今夏も猛暑になると言われているが、入荷が不安定のため、計画が立たない。半導体供給の目処が立たなければ今後、家電製品全般に影響が出る。(電機)</li> </ul>
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昨年6月に比べ、今年は遠出こそ避けるものの夏のセールも行われ、ようやく実店舗での買い物も上向いてきている。とは言え、飲食店の夜の売上はまだ伸びず、高齢者が2回のワクチン接種をほぼ終える8月末までは厳しい状態が続くだろう。また、商店街の通行量も6月は昨年の90%強であり、変異型ウイルスの猛威の前に行動を自粛する人は多かった。今年いっぱいにはコロナ禍における消費の萎縮が避けられないが、来年以降はたまっている消費のマグマが掃き出され、反動増になると思われる。中心市街地に現在多くのマンションが建設中であることも心強く感じる。(高松市)</li> <li>●飲食店の時短営業が解除されたが、遠のいた客足は戻らず、1~2時間早く閉店する店や今も休業している店も目立つ。月末までに給付金の支給があったが、税金や家賃に消えている。(高松市)</li> </ul>

6月の県内景況における業界の主要3指標の前年同月比DI値は悪化した。売上高DI値は-35.4ポイントで前月調査の-12.5ポイントから22.9ポイント、収益DI値は-50.0ポイントで前月調査の-33.3ポイントから16.7ポイント、景況DI値は-41.7ポイントで前月調査の-29.2ポイントから12.5ポイントそれぞれ悪化した。

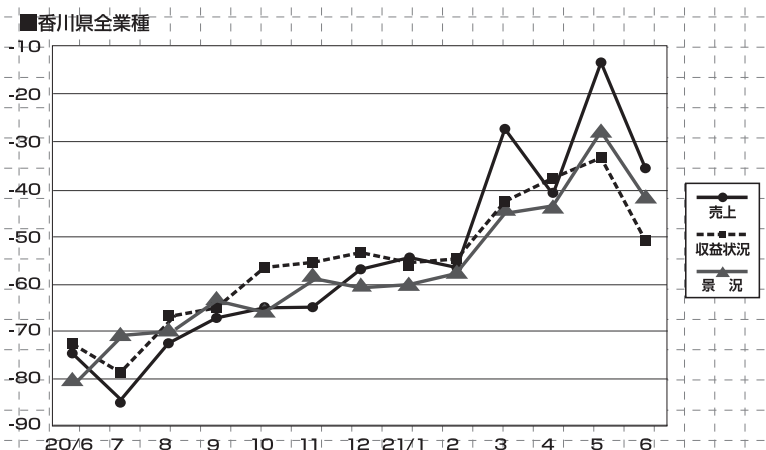
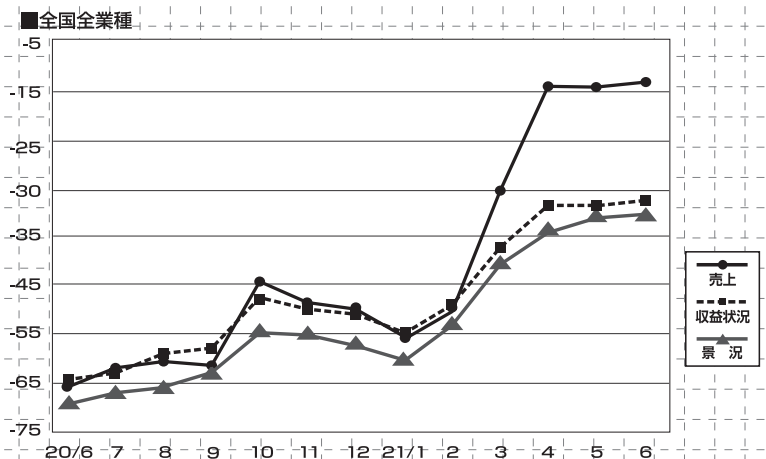
新型コロナウイルスの影響を強く受けている業種に加え、これまで好調であった一部業種でも原材料高・部品の調達不安等により、先行きを不安視する報告が寄せられている。

非製造業	商店街	<ul style="list-style-type: none"> <li>●香川県独自の新型コロナに関わる警戒レベルが下げられて、夜の飲食店も従来の営業時間に戻り、気分的にも明るさが戻った感じがするが、生活者の消費意欲は低調で相変わらず良くない。(丸亀市)</li> <li>●表面的には変化はない。コロナ禍でイベントが中止され、外出・遠出機会減少により本来ならそれが起因の購入行動が消えたまま1年あまりが過ぎた。必要最小限の買い物をするという結果的に節約消費生活がコロナ収束以降も続くのではと思うとつい悲観的になる。当店でも取引メーカーの物的バックアップがどんどん減少してその分、経費増になっている。(観音寺市)</li> </ul>
	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夏休みまでの新店及び改修等の受注が増加している。(ディスプレイ)</li> <li>●「コロナ禍における美容室利用実態調査」が行われ、感染症の影響で利用頻度が下がった理由として「感染リスクを避けるため外出を控えた」が女性87.3%、男性82.8%と非常に多く、女性41.1%、男性38.8%が「美容室で感染するかもと不安になった」と回答し、美容室での感染を危惧する割合も決して低くない結果となった。また、美容室で1回に使う金額の変化について、金額が下がった理由として女性は「美容室にいる時間を減らすため施術(メニュー)を減らした」と回答した割合が最も高く42.0%、男性は「身だしなみにあまり気を使わなくて良くなったので施術(メニュー)を減らした」が34.5%、「料金の安い店を利用するようになった」が34.4%という結果報告が出た。(美容)</li> </ul>
	建設業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症が拡大し始めてから1年以上になり、当初建設業界は他業種に比べ影響は少ないとみられてきたが、新型コロナウイルス感染症対策で国や自治体の予算がひっ迫し、公共事業予算が削減されることに危機感もあった。やはりここに来て、県や市が発注する公共工事の減少傾向、資材調達の遅れなど懸念材料が浮上ってきているという声を耳にする。これまで以上に資機材の調達等に見直しをもって計画的に行うことが重要といえる。(総合建設)</li> </ul>
	運輸業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●営業収入は対前年同月比89.5%、輸送人員は90%と再度、減少に転じ、新型コロナウイルスの影響は業界全体に厳しい経営状況を与えている。(タクシー)</li> <li>●令和3年5月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、0.5%増となり、対前月比では△10.0%減となった。(トラック)</li> <li>●国土交通省6月28日発表のトラック輸送情報(2021年4月分)によると、四国における一般貨物の状況は対前月比96.8%、対前年同月比105.4%であった。品目別では、工場・生産地からの貨物増により「鉄鋼」が、また、「砂利・砂・石材」、「食料工業品」及び「日用品」の輸送量が増加したと回答する事業者があった。一方、工場・生産地からの貨物減により「金属製品」が、商社・問屋からの貨物減により「野菜・果物」が、また、「その他のくすもの」の輸送量が減少したと回答する事業者があった。(貨物)</li> </ul>

香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品	☁	☁	☁
	繊維・同製品	☂	☂	☂
	木材・木製品	☁	☁	☂
	印刷	☁	☁	☁
	窯業・土石製品	☂	☂	☂
	鉄鋼・金属製品	☂	☂	☂
	輸送用機器	☂	☁	☁
	その他	☂	☂	☂
非製造業	卸売業	☂	☁	☁
	小売業	☂	☂	☂
	商店街	☂	☂	☂
	サービス業	☂	☂	☂
	建設業	☂	☂	☂
	運輸業	☂	☂	☂
	その他	☁	☂	☂

DI値の推移(対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。  
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

## 商工中金だより

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付のご案内

## ○中小企業向け制度

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一般的な業況悪化を来し、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 ①直近1カ月の売上高が、前年又は前々年の同期比5%以上減少している方 ②業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合や、店舗増加や合併、業種転換等により前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等で、直近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a.過去3カ月(直近1カ月を含む)の平均売上高 b.令和元年12月の売上高 c.令和元年10～12月の平均売上高
資金用途	設備資金 運転資金
適用利率	商工中金所定の利率
利子補給(※1)	下記に記載の通り
貸出期間	設備：20年以内(据置5年以内) 運転：15年以内(据置5年以内)
貸出限度(※2)	元高：20億円以内 残高：6億円以内

(※1)利子補給の残高限度は、日本政策投資銀行等との合算運用となります。

(※2)元高とは貸出額の累計です。貸出限度額は日本政策投資銀行等との合算運用となります。

## [利子補給制度について]

- ①残高2億円まで、当初3年間、0.9%を利子補給
- ②残高6億円まで、お借入期間中、商工中金所定の利率が日本政策金融公庫の基準を上回る場合にその差分を利子補給
- ③特別利子補給制度(注)

## [特別利子補給制度について]

別途「特別利子補給制度」により、一定の要件を満たす方は、元高3億円のお借入残高に対して、当初3年間は金利0%となるまでの利子補給を受けることができます。

※一定の要件：売上減少が中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上等

※利子補給金の請求に関する具体的な手続き、要件に関する事項、利子補給金をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業基盤整備機構ホームページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫  
高松支店

〒760-0052 高松市瓦町1-3-8

TEL.087-821-6145

FAX.087-851-6074

## 日本政策金融公庫だより

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。くわしくは、支店の窓口までお問い合わせください。

## ○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ①過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(5年以内) 運転資金 15年以内(5年以内)		
利率(年) (注1)	国民生活事業	6,000万円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率—0.9% 4年目以降：基準利率
		6,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	3億円以内の部分(注2)	融資後3年目まで：基準利率—0.9% 4年目以降：基準利率
		3億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1)基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2)一部の対象者については、基準利率—0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間は実質無利子となります。

〈支店窓口〉株式会社 日本政策金融公庫 高松支店

URL : <http://www.jfc.go.jp>

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350



# ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

## 会社間の人材移動

### 雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

### 雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

## 無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の  
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

#### ●お問い合わせは



公益財団法人  
産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 香川事務所  
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355

FAX:087-802-6357

#### ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

